

(第一類 第十一号)

衆議院 遠信委員会 議議録 第六号

(一六八)

平成十二年三月三十日(木曜日)
午前十一時五十分開議

出席委員

委員長 前田 武志君

理事 浅野 勝人君 理事 荒井 広幸君
理事 遠藤 利明君 理事 佐藤 剛男君
理事 伊藤 忠治君 理事 中沢 健次君
理事 福留 泰蔵君 理事 西田 猛君
石崎 岳君 江渡 聰徳君 小坂 憲次君
坂井 隆憲君 虎島 和夫君 小沢 銳仁君
藤村 修君 前田 俊一君 吉田 順仁君
山口 野中 佐藤 雅弘君 大石 秀政君
横光 渡谷 英太君 佐藤 勉君
中井 富田 広務君 八代 英太君
前田 克彦君 田中 幸次君
大久保 正君 沼谷 治君

郵便局

第六七号)

郵政官署

における原動機付自転車等責任保険募

集の取扱いに関する法律案(内閣提出第七六号)

同月十七日

インターネット上の情報流通ルール

に関する請

は本委員会に付託された。

三月二十二日

顧(北沢清功君紹介)(第五〇一号)

は本委員会に付託された。

インターネットの有効活用に資するための法整備促進に関する陳情書外十二件(広島県尾道市久保一の「五の尾道市議会内神田誠規外十二名)(第一〇二号)

三月二十二日

情報通信立国を日指し通信料金引き下げに関する請

は本委員会に付託された。

八代郵政大臣(第一〇三号)

議会内須田博(第一〇二号)

は本委員会に参考送付された。

委員の異動

三月二十三日
辞任 岩田 順介君
同日 中田 宏君
藤村 修君
補欠選任 清谷 修君

本日の会議に付した案件
郵政官署における原動機付自転車等責任保険募

集の取扱いに関する法律案(内閣提出第七六

号)

特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を

改正する法律案(内閣提出第四七号)(参議院送付)

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正す

るものでございます。

この法律案は、郵政官署における原動機付自転

車等に係る自動車損害賠償責任保険契約の締結の代理を行うことの取り扱いに関する事項を定めるものでございます。

原動機付自転車等の車両につきましては、自動

車損害賠償責任保険契約への加入義務が課せられ

ておりますが、自動車損害賠償責任保険契約の加

入有無の確認が同時に行われる車検制度の対象と

なっていないことなどから、加入の機会を逸して

無保険車両が生じやすくなっている状況にあります。

このことから、全国津々浦々にネットワークを

持つ郵政官署において、損害保険会社等から委託

を受けて原動機付自転車等に係る自動車損害賠償

責任保険契約の締結の代理を行い、当該保険の契

約をしようとする利用者が身近な郵便局において

申し込みを行うことができるようにして、原動機

付自転車等に係る自動車損害賠償責任保険の普及

の促進に寄与するものでございます。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、郵政事業庁長官は、原動機付自転車等

に限って自動車損害賠償責任保険契約の締結の代

理を行うことについて、損害保険会社等から委託

を受けることができるとしております。

第二に、郵便局においてこの取り扱いにより自

動車損害賠償責任保険の契約をしようとする者

は、総務省令の定めるところにより、当該保険の

契約の申し込みをするものとし、また、郵政事業

庁は、自動車損害賠償保険法第二十四条第一項に

規定する政令で定める正当な理由がある場合に

は、この申し込みに応じてはならないものとして

おります。

第三に、損害保険会社等からこの取り扱いの委

託を受けたときは、取り扱いを行う郵便局の名称

や当該委託をした損害保険会社等の名稱等その他

総務大臣と内閣総理大臣とが協議して定める事項

る法律案(内閣提出第四九号)(参議院送付)

○前田委員長 これより会議を開きます。

車等に係る自動車損害賠償責任保険契約の締結の代理を行うことの取り扱いに関する事項を定めるものでございます。

原動機付自転車等の車両につきましては、自動

車損害賠償責任保険契約への加入義務が課せられ

ておりますが、自動車損害賠償責任保険契約の加

入有無の確認が同時に行われる車検制度の対象と

なっていないことなどから、加入の機会を逸して

無保険車両が生じやすくなっている状況にあります。

このことから、全国津々浦々にネットワークを

持つ郵政官署において、損害保険会社等から委託

を受けて原動機付自転車等に係る自動車損害賠償

責任保険契約の締結の代理を行い、当該保険の契

約をしようとする利用者が身近な郵便局において

申し込みを行うことができるようにして、原動機

付自転車等に係る自動車損害賠償責任保険の普及

の促進に寄与するものでございます。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、郵政事業庁長官は、原動機付自転車等

に限って自動車損害賠償責任保険契約の締結の代

理を行うことについて、損害保険会社等から委託

を受けることができるとしております。

第二に、郵便局においてこの取り扱いにより自

動車損害賠償責任保険の契約をしようとする者

は、総務省令の定めるところにより、当該保険の

契約の申し込みをするものとし、また、郵政事業

庁は、自動車損害賠償保険法第二十四条第一項に

規定する政令で定める正当な理由がある場合に

は、この申し込みに応じてはならないものとして

おります。

第三に、損害保険会社等からこの取り扱いの委

託を受けたときは、取り扱いを行う郵便局の名称

や当該委託をした損害保険会社等の名稱等その他

総務大臣と内閣総理大臣とが協議して定める事項

を内閣総理大臣に通知することとし、この通知に係る所要の措置を定めることとしております。また、保険業法の規定は、同法の損害保険代理店の登録の申請、登録の取り消し等に関する規定を除き、この取り扱いをする場合における郵政事業庁に適用があるものとしており、この場合において、郵政事業庁は、同法の登録を受けた損害保険代理店とみなすこととしております。

なお、この法律の施行期日は、平成十三年四月一日からとしております。
統きました、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
この法律案は、通信・放送事業分野の新規事業の創出を促進するため、通信・放送機構が行う業務に通信・放送新規事業に対する助成金を交付する業務を追加しようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。
通信・放送機構の業務として、通信・放送新規事業の実施に必要な資金に充てるための助成金交付の業務を追加するとともに、通信・放送新規事業の内容及び実施方法が実施指針に照らして適切な場合にのみ、通信・放送機構が助成金交付の決定を行ふこととしております。
その他、所要の規定の整備を行うこととしておりります。
なお、この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

最後に、特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律、いわゆる公共電気通信システム法は、高度情報通信社会の構築に資するため、通信・放送機構に特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する

研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研究開発の総合的な実施等の業務を行わせるための措置を講ずることを目的として制定されたものであります。

今回の改正においては、高度情報通信社会の構築に資するため、以下御説明する二つの電気通信システムを特定公共電気通信システムに追加するほか、所要の規定整備を行うため、本法律案を提

案した次第でございます。
第一は、漁船の操業の状況、漁況及び海況を把握し、並びにこれらに関する情報を関係機関及び漁船に提供するための機能を有する電気通信システムであります。

第二は、地方公共団体に対してなされる申請、届け出その他の手続に係る事務を円滑に処理するための機能を有する電気通信システムであります。
その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、これら二法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いを申し上げまして、趣旨説明といたします。

○前田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午前十一時五十七分散会
次回は、来る四月五日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

（趣旨） 険募集の取扱いに関する法律

第一条 この法律は、原動機付自転車等に係る自動車損害賠償責任保険の普及の促進に寄与するため、郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。

（原動機付自転車等責任保険募集の受託）

第二条 郵政事業庁長官は、損害保険会社等に係る自動車損害賠償責任保険法（昭和三十六年法律第百八十五号）第一条第四項に規定する損害保険会社及び同法第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。以下同じ。）から、原動機付自転車等責任保険募集の委託を受けることができる。

第三条 前項に規定する「原動機付自転車等責任保険法」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第一条第三項に規定する原動機付自転車又は同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車（二輪のものに限る。）に係る自動車損害賠償保障法（昭和三十六年法律第百八十五号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険の契約の締結の代理を行うことをいう。

（郵便局における取扱い）
第三条 郵便局において原動機付自転車等責任保険募集の取扱いにより前条第二項に規定する自動車損害賠償責任保険の契約をしようとする者は、総務省令の定めるところにより、当該自動車損害賠償責任保険の契約の申込みをするものとする。

（郵政事業庁における取扱い）
第四条 この法律に規定するもののほか、郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する必要な事項は、総務省令で定める。

（郵便局の委託）
第五条 郵政事業庁長官は、前条第一項及び第三項の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融局長官に委任する。

（附則）
第六条 内閣総理大臣は、前条第一項及び第三項の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融局長官に委任する。

（施行期日）

第一項の規定により委任された権限の一部を財務

局長又は財務支局長に委任することができる。

（郵便法の一部改正）
第七条 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

（第二十条第一項中「確定拠出年金運営管理業」の下に、「郵政事業庁が郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する

を受けたときは、当該委託に係る原動機付自転車等責任保険募集の取扱いの開始前に、当該取扱いを行う郵便局の名称、位置及び管轄区域、当該委託をした損害保険会社等の商号、名称又は氏名その他の給付大臣と内閣総理大臣とが協議して定める事項を内閣総理大臣に通知しなければならない。その通知に係る事項について変更があつたときも、同様とする。

（郵便法の一部改正）

第一項の規定により委任された権限の一部を財務

局長又は財務支局長に委任することができる。

理由	
(罰則に関する経過措置)	
原動機付自転車等に係る自動車損害賠償責任保険の普及の促進に寄与するため、郵政官署において損害保険会社等から委託を受けて原動機付自転車等に係る自動車損害賠償責任保険契約の締結の代理の業務を行うことができるようとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務」を加える。
第三条 国营企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(一部改正)	第三条 国营企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。
第一条第一号イ中「並びに確定拠出年金法」を「、確定拠出年金法」に改め、「確定拠出年金運営管理業」の下に「並びに郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第二百六十号)第二条第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務」を加える。	第一条第一号イ中「並びに確定拠出年金法」を「、確定拠出年金法」に改め、「確定拠出年金運営管理業」の下に「並びに郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。
(郵政事業特別会計法の一部改正)	(郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。
第四条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。	第四条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。
第二条中「確定拠出年金運営管理業に関する事務」の下に「郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集に関する事務」を加える。	第二条中「確定拠出年金運営管理業に関する事務」の下に「郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集に関する事務」を加える。
(総務省設置法の一部改正)	(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第五条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。	第五条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第四条第七十九号ニ中「並びに確定拠出年金法」を「、確定拠出年金法」に改め、「確定拠出年金運営管理業」の下に「並びに郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第二百六十号)第二条第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務」を加える。	第四条第七十九号ニ中「並びに確定拠出年金法」を「、確定拠出年金法」に改め、「確定拠出年金運営管理業」の下に「並びに郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第二百六十号)第二条第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務」を加える。
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行	1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
(施行期日)	(施行期日)
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
第三条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十二年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。	第三条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十二年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に第六号第一項中「前項第三号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。	第六条第一項中「前項第三号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
三 通信・放送新規事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。	三 通信・放送新規事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
第六条第二項中「前項第三号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。	第六条第二項中「前項第三号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 機構は、通信・放送新規事業の内容及び実施方法が実施指針に照らし適切なものであると認めるときでなければ、前項第三号の助成金の交付の決定をしてはならない。	2 機構は、通信・放送新規事業の内容及び実施方法が実施指針に照らし適切なものであると認めるときでなければ、前項第三号の助成金の交付の決定をしてはならない。
第七条中「若しくは第三号」を「若しくは第四号」に、「から第三号まで」を「、第一号及び第四号」に、「及び第三号」を「及び第四号」に、「及び通信・放送開発法第六条第一項第四号に掲げる業務(これ)」を「並びに通信・放送開発法第六条第一項第三号及び第五号に掲げる業務(これ)」に改める。	第七条中「若しくは第三号」を「若しくは第四号」に、「から第三号まで」を「、第一号及び第四号」に、「及び第三号」を「及び第四号」に、「及び通信・放送開発法第六条第一項第四号に掲げる業務(これ)」を「並びに通信・放送開発法第六条第一項第三号及び第五号に掲げる業務(これ)」に改める。
その他の手続に係る事務(第四条第一号ルにおいて「地方公共団体行政事務」という。)	その他の手續に係る事務(第四条第一号ルにおいて「地方公共団体行政事務」という。)
十一 地方公共団体に対してなされる申請、届出を円滑に処理するための機能	十一 地方公共団体に対してなされる申請、届出を円滑に処理するための機能
九 漁船の操業の状況 漁況及び海況を把握し、並びにこれらに関する情報を関係機関及び漁船に提供するための機能	九 漁船の操業の状況 漁況及び海況を把握し、並びにこれらに関する情報を関係機関及び漁船に提供するための機能
十 地方公共団体に対する申請、届出の手続に係る事務(第四条第一号ルにおいて「地方公共団体行政事務」という。)	十 地方公共団体に対する申請、届出の手續に係る事務(第四条第一号ルにおいて「地方公共団体行政事務」という。)
四号に「リまで」を「ルまで」に改め、	四号に「リまで」を「ルまで」に改め、
四号に「から第三号まで」を「、第一号及び第四号」に、「及び第三号」を「及び第四号」に、「及び通信・放送開発法第六条第一項第四号に掲げる業務(これ)」を「並びに通信・放送開発法第六条第一項第三号及び第五号に掲げる業務(これ)」に改める。	四号に「から第三号まで」を「、第一号及び第四号」に、「及び第三号」を「及び第四号」に、「及び通信・放送開発法第六条第一項第四号に掲げる業務(これ)」を「並びに通信・放送開発法第六条第一項第三号及び第五号に掲げる業務(これ)」に改める。
理 由	理 由
第五条第二号中「ハに」を「ハ又は又に」に改め、同条第六号中「リに」を「リ又はル」に改める。	第五条第二号中「ハに」を「ハ又は又に」に改め、同条第六号中「リに」を「リ又はル」に改める。
附 則	附 則

第一類第十一号

通信委員会議録第六号

平成十二年三月三十日

平成十二年四月四日印刷

平成十二年四月五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

0